

特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

目的

近年、本市における「特別な支援を必要とする子供」の人数が増えたことによる対応と、幼・保・認定こども園と小学校の円滑な接続の必要性が強く求められている。

そこで、専門的な知識・技能を有した職員を配置することで、課題解決を図ることとした。

幼・保・認定こども園46園と小学校23校との円滑な接続と、特別な配慮を要する園児・児童生徒の切れ目のない支援を主体的に推し進めるため、特別支援教育コーディネーターを配置する。



成果

- 幼・保・認定こども園と小学校の接続が円滑化し、適正に引継ぎが行われるようになった。
- 幼・保・認定こども園と小学校の教職員間での交流が進み、相互理解が深まった。
- 「教育相談」の充実が図られ、児童生徒の適切な支援に対する体制が整備された。
- 専門職員の配置により、幼・保・認定こども園、小・中学校、高等学校、支援学校、就労施設等との連携が強化され、北見市における切れ目のない支援体制が整いつつある。
- 専門性を高めるため職員の養成、研修を充実させた。

事業内容

- 1 幼・保・認定こども園と小学校の円滑な接続のための取組
 - (1) 北見市（幼・保・認定こども園、小学校、児童館等）三者協議会
 - ・全体研修会（年2回、アプローチ・スタートカリキュラムなど）
 - (2) 保育園での研修会
 - ・年長児担任を対象に今日的なテーマを題材に実施（例：ギフトドやHSCなど）
- 2 北見市特別支援教育連携協議会
 - (1) 連携協議会の運営
 - ・総会、専門家部会、巡回相談部会
 - (2) 各校の特別支援教育コーディネーター育成研修会（外部講師に依頼し専門的に知識習得）
 - (3) 特別支援教育担当教員及び支援員指導力向上のための研修会
- 3 特別支援教育「教育相談」の実施及び「就学相談」に向けた準備
 - (1) 市立学校への学校訪問（前期・後期の2回）
 - (2) 幼保・認定こども園、市立学校への日常的な教育相談
 - ・教職員、保護者との面接相談、発達検査の実施
 - (3) 就学相談実施における支援
 - (4) 関係機関との連携（児童相談所、発達支援センター、支援学校、療育病院等）

